

令和 6 年第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3 5 5 3〕

① 件 名																									
石巻市カントリーエレベーター条例の改正について																									
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																									
【背景】 津波により農地や農機具が被災した北上地区の早期復興に向け、平成 2 4 年度被災地域農業振興総合支援事業によりカントリーエレベーターを整備し、平成 2 5 年産米から受け入れを開始した。 平成 2 6 年度からはいしのまき農業協同組合を指定管理者として管理運営を行っているが、昨今の円安や情勢不安による原油価格の高騰に伴う電気料金の高騰や人件費のベースアップ、施設の経年劣化による修繕費の増大等による管理運営経費が増加していることから、利用料金の改定について同協同組合と協議を行ってきた。 【目的】 同協同組合との協議が調ったことから、利用料金の上限となる適正な使用料を設定し、施設の安定した管理運営を図るもの。																									
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																									
【根拠法令】 石巻市カントリーエレベーター条例（平成 2 5 年 7 月 1 6 日条例第 3 6 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】																									
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																									
令和元年 1 0 月 消費税 8 % から 1 0 % への改定に伴い、税別 2 0 円を基本に税込み 2 1 円から 2 2 円に利用料金改定。 令和 6 年 1 月 指定管理者（いしのまき農業協同組合）と利用料金改定協議（2 回） ～ 2 月																									
⑤ 主な内容																									
・令和 6 年産米から適用使用料改定内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例改正（税込）</th> <th>現行（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米 1 キログラム当たり</td> <td>3 0 円</td> <td>2 2 円</td> </tr> <tr> <td>屑米 1 キログラム当たり</td> <td>1 5 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※指定管理者は市と協議し、上記金額を上限として利用料金を設定する。 （令和 6 年度の利用料金は玄米 2 7 円/キロ、屑米 1 3 円/キロとする予定） 参考 いしのまき農業協同組合所管カントリーエレベーター利用料金（令和 6 年 4 月 1 日改定） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>改 正（税込）</th> <th>現 行（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桃生 C E</td> <td>玄米 1 キログラム当たり</td> <td>2 9 . 7 円</td> <td>2 2 . 7 7 円</td> </tr> <tr> <td>河北 C E 他※</td> <td>玄米 1 キログラム当たり</td> <td>2 9 . 7 円</td> <td>2 5 . 6 3 円</td> </tr> <tr> <td>C E 共通</td> <td>屑米 1 キログラム当たり</td> <td>1 4 . 3 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※河北 C E、河南 C E、中央 C E、東松島 C E ・施行月日 令和 6 年 7 月 1 日施行		条例改正（税込）	現行（税込）	玄米 1 キログラム当たり	3 0 円	2 2 円	屑米 1 キログラム当たり	1 5 円	—			改 正（税込）	現 行（税込）	桃生 C E	玄米 1 キログラム当たり	2 9 . 7 円	2 2 . 7 7 円	河北 C E 他※	玄米 1 キログラム当たり	2 9 . 7 円	2 5 . 6 3 円	C E 共通	屑米 1 キログラム当たり	1 4 . 3 円	—
	条例改正（税込）	現行（税込）																							
玄米 1 キログラム当たり	3 0 円	2 2 円																							
屑米 1 キログラム当たり	1 5 円	—																							
		改 正（税込）	現 行（税込）																						
桃生 C E	玄米 1 キログラム当たり	2 9 . 7 円	2 2 . 7 7 円																						
河北 C E 他※	玄米 1 キログラム当たり	2 9 . 7 円	2 5 . 6 3 円																						
C E 共通	屑米 1 キログラム当たり	1 4 . 3 円	—																						

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 市内の同一施設との整合が図られ、施設の円滑な運営と農業生産環境及び農業経営の改善・向上に寄与することができる。 【市財政への負担】 指定管理料なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
【カントリーエレベーターに指定管理を導入している自治体の使用料】 ・宮城県大崎市（指定管理者：古川農業協同組合） 1, 900円／生もみ60kg ⇒ 参考 1kg 当たり約31.7円 ・青森県つがる市（指定管理者：つがるにしきた農業協同組合） 1, 700円／1俵（60kg）⇒ 参考 1kg 当たり約28.3円
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年6月 市議会第2回定例会に石巻市カントリーエレベーター条例の一部改正について提案 令和6年7月 利用料金の改定
⑨ その他
なし